

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年6月現在)

当院は、保険医療機関として次のような施設基準により医療サービスを提供しています。

病床数 199床（一般病床 118床（うち42床休床）、療養病床 39床）

（1）入院基本料に関する事項

○一般病棟入院基本料（急性期一般入院料4）

【西3階A病棟 36床】

当病棟では、1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と9人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内、看護補助者1人当たりは5人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内、看護補助者1人当たりは36人以内です。
- ・深夜0時00分～朝9時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内、看護補助者1人当たりは36人以内です。

○地域包括医療病棟入院料

【西3階B病棟 40床】

当病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と7人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内、看護補助者1人当たりは7人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内、看護補助者1人当たりは40人以内です。
- ・深夜0時00分～朝9時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内、看護補助者1人当たりは40人以内です。

○回復期リハビリテーション病棟入院料1

【東4階病棟 42床】

当病棟では、1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と5人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内、看護補助者1人当たりは14人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内、看護補助者1人当たりは42人以内です。
- ・深夜0時00分～朝9時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内、看護補助者1人当たりは42人以内です。

○療養病棟入院基本料2

【西4階病棟 39床】

当病棟では、1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と6人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内、看護補助者1人当たりは8人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内、看護補助者1人当たりは39人以内です。
- ・深夜0時00分～朝9時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

(2) DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する『DPC対象病院』となっております。

«2025年6月1日現在»

医療機関係数：1.2306

(基礎係数 1.0451+機能評価係数 I 0.1495+機能評価係数 II 0.0233+救急補正係数 0.0127)

(3) 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援の基準を満たしております。

(4) 関東信越厚生局長への届出事項に関する事項

① 入院時食事療養及び入院時生活療養について

当院は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

② 基本診療料の施設基準等に係る届出

医療DX推進体制整備加算、一般病棟入院基本料（急性期一般入院料4）、療養病棟入院基本料2、救急医療管理加算、診療録管理体制加算3、急性期看護補助体制加算（25対1・看護補助者5割以上）、療養環境加算、重症者等療養環境特別加算、療養病棟療養環境加算1、医療安全対策加算1、感染対策向上加算2、データ提出加算2及び4、入退院支援加算1、認知症ケア加算2、せん妄ハイリスク患者ケア加算、回復期リハビリテーション病棟入院料1、地域包括医療病棟入院料、短期滞在手術等基本料1、協力対象施設入所者入院加算

③ 特掲診療料の施設基準に係る届出

がん性疼痛緩和指導管理料、慢性腎臓病透析予防指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、救急搬送看護体制加算、外来腫瘍化学療法診療料1、がん治療連携指導料、薬剤管理指導料、医療機器安全管理料1、検体検査管理加算(Ⅱ)、時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト、コンタクトレンズ検査料1、ロービジョン検査判断料、CT撮影およびMRI撮影、外来化学療法加算1、無菌製剤処理料、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)、呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)、ストーマ合併症加算、縁内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレン挿入術)、輸血管理料Ⅱ、輸血適正使用加算、人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算、悪性腫瘍病理組織標本加算、看護職員処遇改善評価料34、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)、入院ベースアップ評価料(45)

(5) 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

(詳細は別掲：「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行」について)

(6) 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用に伴う室料差額、病衣貸与料、おむつ代、各種診断書・証明書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

(詳細は別掲：保険外負担料金表、室料差額のご案内、診断書・証明書等交付料金表)

(7) 入院期間が180日を超える入院に関する事項

同じ症状による通算の入院が180日を超えると、患者様の状態によっては健康保険から入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は保険外併用療養費として患者様のご負担となります。(1日につき 2,290円)

(詳細は別掲：選定療養費制度(180日超入院)について)

(8) 「協力対象施設等入所者入院加算」

対象施設：愛宕の里、愛松園。まおろしの郷、帛の郷、うずらはし、山王苑、
第二山王苑あけぼの、みどりの園